

戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第２期／自動運転（システムとサービスの拡張）
知的財産権取扱規程

（目的）

第１条 本規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第２期／自動運転（システムとサービスの拡張）に係る研究開発（以下「本プログラム」という。）を実施するにあたり必要な知的財産権の取扱いについて定めることにより、本プログラムを円滑に遂行し、本プログラムの成功とその成果の事業化及び普及を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 本規程において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「委託先」とは、管理法人又は府省庁から本プログラムについて委託を受けた者をいう。
- 二 「共同実施先／再委託先」とは、委託先と研究開発の一部について共同で実施する者又は委託先から再委託を受ける者をいう。
- 三 「プログラム参加者」とは、「委託先」及び「共同実施先／再委託先」をいう。
- 四 「実験参加者」とは、管理法人から東京臨海部実証実験等の参加決定通知を受けた者をいう。
- 六 「府省庁の施策担当者等」とは、システム実用化ワーキンググループ、サービス実装推進ワーキンググループ、国際連携ワーキンググループ、東京臨海部実証実験タスクフォース、交通環境情報構築タスクフォース構成員のうち各府省庁からの構成員又はその者が必要に応じて所属する府省庁から指定する者をいう。
- 七 「登録研究員」とは、プログラム参加者が本プログラムにかかわる研究に従事させる当該プログラム参加者の研究員をいう。
- 八 「知財委員会」とは、別途定める「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第２期／自動運転（システムとサービスの拡張）知財委員会運営規則」に従って運営され、本プログラムの研究開発成果に関する知的財産権の取扱い方針決定等のほか、必要に応じ知的財産権の実施許諾に関する調整等を行う会をいう。
- 九 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成１０年法律第８３号）第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - ロ 著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定するすべての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
 - ハ 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの

(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

十 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 発明

ロ 考案

ハ 意匠及びその創作

ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

ホ 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成

ヘ 著作物及びその創作

ト ノウハウ及びその案出

十一 知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

十二 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権についての専用利用権並びにその他の独占的实施権（権利者に実施をする権利が留保されていると否とを問わない。）をいう。

(本プログラムにより得られた知的財産権の帰属等)

第3条 本プログラムの研究テーマにおける職務によりなされた発明等に係る知的財産権(以下「フォアグラウンドIP」という。)の帰属については、以下の各号のとおりとする。

一 フォアグラウンドIPは、発明等をなした登録研究員（以下「発明者等」という。）が所属するプログラム参加者が委託先であるときは、当該委託先に帰属するものとする。

二 フォアグラウンドIPは、発明者等が所属するプログラム参加者が共同実施先／再委託先であるときは、知財委員会の承認がある場合に限り当該共同実施先／再委託先に帰属するものとする。当該フォアグラウンドIPの帰属先については、研究開発テーマ内の他のプログラム参加者に譲渡させることを知財委員会が決定できるものとし、当該共同実施先／再委託先はその決定に従わなければならない。なお、当該フォアグラウンドIPを自ら実施し事業化する基盤を有する共同実施先／再委託先には、原則として当該フォアグラウンドIPの帰属を承認するものとする。

三 発明者等の所属するプログラム参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プログラム参加者の持分は、発明者等の貢献度に応じて、プログラム参加者間で協議して決定するものとする。

2 フォアグラウンドIPの活用の意志が当該フォアグラウンドIPを保有するプログラム参加者に乏しいと知財委員会が判断した場合、当該プログラム参加者は施策の管理人及び府省庁に対して当該フォアグラウンドIPにつき再実施権付きの非独占的实施権を許諾するものとする。ただし、管理人及び府省庁は、当該プログラム参加者自身による実施許諾

を優先するとともに、管理法人及び府省庁が第三者に実施許諾するにあたっては、当該プログラム参加者の事業の態様を踏まえるものとする。

- 3 フォアグラウンド I P についての出願等に要する費用は、原則としてフォアグラウンド I P を保有するプログラム参加者が負担するものとする。

ただし、他のプログラム参加者と共有するフォアグラウンド I P について、共有者間で別途合意した場合はこの限りではない。

- 4 プログラム参加者は、本プログラムの成果を出願により権利化するにあたっては、当該成果の事業化が見込まれる国において経済的に合理的な判断のもと原則として出願するものとする。知財検討会は、プログラム参加者が当該成果の事業化が見込まれないと判断した国において出願する権利を当該プログラム参加者の合意を得たうえで研究開発テーマ内の他のプログラム参加者に譲渡させることができる。譲渡の条件については当事者間の協議による。当事者間の協議が難航し、本プログラムの成果の事業化に支障を及ぼすおそれのある場合は、知財委員会において調整し、合理的な解決を図るものとする。

(プログラム参加者間で共有するフォアグラウンド I P の扱い)

第4条 プログラム参加者は、他のプログラム参加者と共有するフォアグラウンド I P について、当該他のプログラム参加者の非独占的な実施に対する対価を請求しないものとする。

- 2 プログラム参加者は、他のプログラム参加者と共有するフォアグラウンド I P について、当該他のプログラム参加者から第三者に実施許諾することの同意を求められたときは、本プログラムの成果を活用促進するため、合理的な理由がある場合を除くほか、同意するものとする。

(知的財産権の実施許諾等)

第5条 プログラム参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンド I P 以外の知的財産権を含む。）について本プログラム期間中に他のプログラム参加者が本プログラムの試験、研究又は開発のために実施するときは、当該知的財産権を行使しないものとし、本プログラムの円滑な遂行に協力するものとする。

- 2 プログラム参加者（以下本項において「参加者 A」という。）が、自己が保有するフォアグラウンド I P を実施して本プログラムの成果を事業化するために、他のプログラム参加者（以下本項において「参加者 B」という。）が保有する知的財産権（フォアグラウンド I P 以外の知的財産権を含む。ただし、フォアグラウンド I P 以外の知的財産権は、自己と同一テーマに属するプログラム参加者が保有するものに限る。）について実施許諾を求めた場合、参加者 B は、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者 A に実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者 B が保有する知的財産権を参加者 A に実施許諾することにより、参加者 B の既存又は将来の事業に影響を及ぼすこと（参加者 B の競争優位が損なわれることを含む。）が予想される場合には、参加者 B は、合理的な理由ありとして、実施許諾を拒否することができるものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プログラムの成果

の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財委員会において調整し、合理的な解決を図るものとする。

- 3 前2項の規定は、プログラム参加者が、保有するノウハウを他のプログラム参加者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 4 プログラム参加者が、保有するフォアグラウンド I P について、他のプログラム参加者を実施許諾する場合、プログラム参加者以外の者を実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。
- 5 前項の規定は、プログラム参加者が、保有するフォアグラウンド I P について、実験参加者を実施許諾する場合について準用する。

(フォアグラウンド I P の移転等)

第6条 プログラム参加者は、フォアグラウンド I P を移転しようとするとき又は専用実施権等の許諾若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）との間において移転又は専用実施権等の許諾若しくは移転の承諾をする場合を含め、あらかじめ施策の管理人又は府省庁の承認を受けなければならない。

- 2 プログラム参加者は、前項の移転を行うときは、第3条から本条まで及び第12条の規定により課されている義務（前項の移転に係る知的財産権が登録前の産業財産権又はノウハウであるときは、第10条に定める出願取下げ、放棄、設定の登録に関する報告義務を含む。）を負うよう当該知的財産権の移転先に約させなければならない。
- 3 第1項の移転に係るフォアグラウンド I P が登録前の産業財産権又はノウハウであるときは、プログラム参加者は知的財産権の移転後も引き続き第8条に定めるプログラム参加者の義務を履行するものとする。
- 4 プログラム参加者は、施策の管理人又は府省庁が第1項の承認に際して要求する場合、当該承認の対象となる知的財産権についての再実施権付きの非独占的实施権を施策の管理人又は府省庁に対して許諾するよう、当該知的財産権の移転先に約させなければならない。
- 5 プログラム参加者が、第1項に定める管理人若しくは府省庁の承認を受けないこと又は前項に定める実施権の許諾を行わないことについて、正当な理由がないと知財委員会が認める場合、当該フォアグラウンド I P は無償で施策の管理人又は府省庁に譲り渡されるものとする。

(秘密保持)

第7条 プログラム参加者は、本プログラムに関して他のプログラム参加者から開示され、かつ開示の際に秘密である旨明示された技術上の一切の情報（（1）紙、電子媒体、サンプル等の交付、郵送、電子メールの送信等、提供の媒体及び手段を問わず、秘密である旨を表示して提供されたもの並びに（2）口頭、デモンストレーション等、無形にて開示されたもののうち、他のプログラム参加者より開示の際に秘密である旨の表明があり、開示から30日

以内にその内容を簡明に表す文書とともに秘密である旨が当該文書に記載されたものをいう。（以下「秘密情報」という。）を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプログラム参加者は、当該情報を本プログラムの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプログラム参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

- 一 開示を受ける際、既に公知となっていたもの
 - 二 開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
 - 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
 - 四 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けたもの
 - 五 開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの
- 2 プログラム参加者は、他のプログラム参加者から秘密情報の開示を受ける前に、自己の保有する技術とのコンタミネーションを防止するため、開示者に秘密保持義務を負わない範囲で秘密情報の概要の提示を求めることができ、秘密情報の受け取りを拒否することができる。
- 3 プログラム参加者は本プログラムが終了したとき、又は秘密情報開示者から要求されたときには、そのいずれか早い日から30日以内に秘密情報を廃棄または返却する。秘密情報開示者から特に指示がない場合、当該秘密情報は廃棄するものとする。

（発明等の秘匿及び届出）

- 第8条 本プログラムにおいて発明等がなされた場合、当該発明等をなした登録研究員が所属するプログラム参加者は、当該発明等がなされた施策の管理法人又は府省庁の事前の承認を得ることなく当該発明等の内容を管理法人又は府省庁及びプログラム参加者以外の第三者に開示してはならない。
- 2 当該発明等をなした登録研究員が所属するプログラム参加者は、当該発明等の内容等を記載した書面を速やかに当該発明がなされた施策の管理法人又は府省庁の施策担当者等に届け出るものとする。

（発明等の扱いに関する判断）

- 第9条 管理法人又は府省庁は、前条第2項の届出があったときは、当該発明等の秘匿の要否及び権利化等の必要性の有無並びに知財委員会における審議の要否等について検討する。
- 2 管理法人又は府省庁は、当該発明等の秘匿の要否及び権利化等の必要性の有無について、当該届け出たプログラム参加者に通知し、当該プログラム参加者はこの通知に従うものとする。

（フォアグラウンドIPの実施状況等の報告）

- 第10条 プログラム参加者は、フォアグラウンドIPの出願取下げ又は放棄を行ったとき、フォアグラウンドIPの出願に関して設定の登録を受けたとき、フォアグラウンドIPを自

ら実施したとき、及び、フォアグラウンド I P を第三者に譲渡又は実施許諾したときは、施策の管理法人又は府省庁の施策担当者等に速やかに報告するものとする。

(本プログラムから脱退したプログラム参加者の取扱い)

第 1 1 条 プログラム参加者は、本プログラムから脱退した場合においても、本規程により自己に課された義務を負うものとし、その期間は第 1 2 条に従うものとする。

(有効期間及び残存条項)

第 1 2 条 本規程の有効期間は、制定日から本プログラムの終了後 5 年の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条から第 6 条までの規定は、フォアグラウンド I P の権利存続期間中、当該存続するフォアグラウンド I P について有効とし、また、第 8 条の規定は、秘匿する必要があると決定された期間がある場合は、その期間を経過するまでは、当該秘匿する必要があるとされた発明等について有効とする。

(本プログラムの成果に関する不正な流出の防止)

第 1 3 条 プログラム参加者は、本プログラムを実施した結果得られた成果について、第三者への不正な流出を防止するため、原則として自らに所属する登録研究員との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとらなければならない。

2 プログラム参加者は、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく施策の管理法人又は府省庁の施策担当者等に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(知財委員会の運営)

第 1 4 条 知財委員会の運営は、別途定める知財委員会運営規則によるものとする。

(本規程に定めのない事項の取扱)

第 1 5 条 本規程に定めのない事項及び本規程の解釈に疑義が生じた場合は、プログラム参加者は誠意をもって協議し解決にあたるものとし、知財委員会で審議決定する。その審議に際しては、知財委員会は、必要な守秘義務等を課した上で学識経験者等に相談することができる。

2 本規程と委託契約及び再委託契約又は共同研究契約との間に矛盾が生じる場合は、本規程が優先する。

(本規程の改定)

第 1 6 条 本規程の改訂は、知財委員会の議決をもって行うことができるものとする。

附則

本規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。